本案件は、2024 年 2 月 28 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日:2024年3月27日(水)

調達管理番号: 23a00992 国 名: エチオピア

担 当 部 署:経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェ

ーズ2 (園芸生産 2)

適用される契約約款:「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 園芸生産

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2024年5月中旬から2024年8月上旬

(2) 業務人月: 2.35人月

(3)業務日数:準備業務 4日、現地業務 60日、整理業務3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2023 年 10 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前 までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知: 2024 年 4 月 19 日(金)までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針16 点② 業務実施上のバックアップ体制4 点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験40 点② 対象国・地域での業務経験8 点③ 語学力16 点④ その他学位、資格等16 点

(計100点)

類似業務経験の分野	野菜栽培に関する技術指導(SHEP アプローチの経験があることが望ましい)
対象国及び類似地域	東アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:「エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェ —ズ2(園芸生産)」(調達管理番号:23a00749)の受注者 (一般社団法人海外農業開発協会)及び同業務の業務従事者は参加を認めません。
- (2) 必要 予防接種: 黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

エチオピア連邦民主共和国(以下、「エチオピア」という。)は、人口の 79.2% (2018年)が農村部に暮らし、エチオピアの雇用の約 67% (2019年)を農業が生み出している。農業の GDP に占める割合は約 38% (2021年)であるものの、農業は毎年 7%弱の堅調な成長を遂げており、エチオピアの経済を牽引する最も重要なセクターとされている。

2021年に国会承認されたエチオピアの長期経済計画である 10 カ年開発計画 (2021~2030年)では、2030年までの開発方針として「生産性と競争力の強化」を打ち出し、農業セクターにおいては農家の生計向上、付加価値のある農産物の輸出、農村での雇用機会の創出等に取り組むとしている。その中で、重点分野の1つとして園芸作物振興が定められており、特に灌漑栽培や都市近郊農業の振興によって園芸作物の生産拡大を目指すとしている。さらに、2017年に策定された国家農業普及戦略及び国家園芸開発マーケティング戦略でも、農業の競争力強化のため園芸作物振興に取り組むとしている。

しかし、国家農業普及戦略では、市場志向型農業振興の方針・方策として掲げられている一方、具体的な普及手法は明確になっておらず、職員の技術力不足や市場 志向型農業に対する理解不足といった課題のため、農業普及の現場では市場ニーズ をとらえた栽培指導が行われない状況が続いていた。 このような状況下、同国政府は、ケニアの JICA 技術協力プロジェクトで開発された市場志向型農業振興の普及手法である「Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチ」をエチオピアで実践すべく、技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」(2017~2023年)(以下、「フェーズ1」という。)を要請、市場志向の農業普及強化に取り組んだ。フェーズ1では、アムハラ州、オロミア州の2州を対象とし、小規模園芸農家の栽培技術、販売力、経営力を強化することにより、対象農家の園芸作物販売収益が平均で2倍以上向上した。また、同国政府の園芸普及文書へSHEPアプローチの考え方が反映され、上記2州ではカウンターパートの自助努力によりプロジェクト対象地域以外でもSHEPアプローチを取り入れた活動が行われるようになっている。この成功を受け、同国政府は、より広範囲での持続可能な政府園芸普及システムへの改善及び他開発パートナー等へのSHEPアプローチの波及を目指し、フェーズ2に当たる本事業の実施を要請し、2023年8月より開始されている。

なお、「エチオ SHEP パッケージ」(エチオピア版 SHEP アプローチの活動群)には、SHEP アプローチが推奨する標準的な活動すべてを行う「標準パッケージ」と、実施機関の予算・人員面が十分でない中でも実施できる「簡易パッケージ」の2つがある。フェーズ1で、アムハラ州及びオロミア州において標準パッケージが導入され一定の成果が出たことから、これら2州においては、今後、簡易パッケージを中心に面的な展開を図り、新たに対象となるシダマ州及び旧南部諸民族州については、まずは「標準パッケージ」を導入し、徐々に「簡易パッケージ」への転換を進めることとしている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者と協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。 具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2024年5月中旬~2024年5月下旬)
 - ① フェーズ 1 および本プロジェクトの関連報告書や既存教材等の資料を分析 の上、現地調査で収集すべき情報および実施するべき活動を検討し、ワークプランを準備する。
 - ② 本プロジェクトの専門家と協議を行い、適宜ワークプランを修正しつつ、

現地活動に関する詳細を調整する。修正後のワークプランは JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、プロジェクト専門家へ共有する。

- (2) 現地業務(2024年5月下旬~2024年7月下旬)
 - ① 現地業務開始時に JICA エチオピア事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
 - ② 各作物の栽培技術に関する教材(紙芝居、配布資料等)について、対象農家グループの選定作物の品目を踏まえた修正を支援する。また必要に応じて新規教材の作成を支援する。
 - ③ シダマ州及び旧南部諸民族州に対する技術研修(堆肥、施肥、育苗、病害虫管理、各園芸作物の特性等を含む)を準備、実施する。尚、技術研修において、当該専門家は基本的に直接研修を行わず、C/P および県(Zone)や郡(Woreda)の技術スタッフが講師・ファシリテーターを務め、その技術レベルの担保とサポートを行う。
 - ④ 対象農家の園芸生産や営農活動及び普及員による農家研修をモニタリング し、必要に応じて適切な技術指導を行う
 - ⑤ 現地業務完了に際し、業務結果を C/P 機関及び JICA エチオピア事務所に 報告する。
- (3) 整理業務(2024年7月下旬~2024年8月上旬)
- ① 専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務 の具体的内容(案)などを記載。

- ・英文 5 部(JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部)
- (1) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。英文。提出部数は以下のとおり。

- ・英文5部(JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各1部、、C/P機関へ3部)
- (2) 専門家業務完了報告書(和文2部)

2024年8月9日(金)までに提出。

業務完了報告書(和文)を、JICA 経済開発部及びエチオピア事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成・修正した研修教材については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理 ガイドライン(2023年10月)」の「XI.業務実施契約(単独型)」及び「別添 資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

「7.業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但 し、業務人月及び、渡航回数は「2.契約予定期間等」に記載の数値を上 限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る専門家構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー (JICA 専門家)
- イ) モニタリング・データ分析/研修(JICA専門家)

- ウ) 園芸生産2(本コンサルタント)
- エ) 業務調整 (JICA 専門家)

注:「園芸生産」については、2024年1月~2024年2月に派遣済

- ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎:あり
 - イ) 宿舎手配:あり
 - ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供
 - エ) 通訳傭上:なし
 - オ) 現地日程のアレンジ: プロジェクト専門家または JICA がアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供: あり(C/P 機関の建物内にあるプロジェクト専門家チームのデスク)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2」詳細計 画策定調査報告書
 - ・エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェ ーズ2 (園芸生産) 専門家業務完了報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト資料集」

https://www.iica.go.ip/Resource/project/ethiopia/010/materials/index.html

• The project for smallholder horticulture farmer empowerment through 8 promotion of market-oriented agriculture (Ethio-SHEP): project completion report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049697.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛

に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策 に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対 策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後 に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を 求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効 とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担 の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を 得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者 から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求める

ことができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上